

定額自動送金約定

横浜信用金庫

第1条 (振込指定項目の届出)

定額自動送金のお取扱いに当っては、予め振込期間・振込月・振込金額・受取人等をご指定のうえ当金庫へお届けください。当金庫は、指定された振込日の前日に指定金額を預金口座から引落しのうえ振込日に受取人へ振込いたします。この場合、預金引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

第2条 (手数料)

このお取扱いにあたっては、当金庫所定の手料をいただきます。手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。なお、改定内容は店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。

第3条 (振込日)

振込日が休日の場合は、表記のご選択に従い処理いたします。なお、振込指定月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。

第4条 (振込金額)

振込金額は原則として毎月一定金額といたします。ただし、年二回までボーナス月などの特定月を定め、異なった金額を指定することができます。この場合指定月ならびに指定金額は毎年一定といたします。

第5条 (指定預金口座からの引落し)

- ①指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定もしくは総合口座取引規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。なお、振込手数料についても同様の方法により処理いたします。
- ②指定預金口座の残高が、振込日の前日において振込金額に満たないときは、特に通知はせずにその月の振込は取り止めいたします。なお、振込日の前日に指定預金口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。
- ③通信機器、回線の障害などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても、当金庫はその責任を負いません。

第6条 (振込の取消)

振込を行なった結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の振込は取り止めたものとして処理いたします。

第7条 (振込の取り止め、変更など)

振込を取り止める場合は、廃止届を提出してください。また振込の内容等を変更する場合には、廃止届を提出のうえ、新たに変更した内容の取扱をお届けください。なお、お届け前の振込については当金庫はその責任を負いません。

第8条 (解約)

- ①この契約は、振込期間の満了をもって終了いたします。
- ②指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- ③この契約は、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。なお、これらの場合解約通知は省略させていただきます。

第9条 (約定の変更)

- ①この約定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
2020.04